

第17回日本弁護士連合会市民会議議事録

日時：平成20年2月18日（月）14時00分～16時00分

場所：弁護士会館16階来賓室

出席者：（委員）

副議長 井手雅春（株式会社朝日新聞社大阪本社社会グループ次長）

片山善博（慶應義塾大学教授）

議長 中川英彦（前京都大学大学院教授）

松永真理（バンダイ社外取締役）

宮本一子（財団法人日本消費者協会理事、社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会常任顧問）

（日弁連）

会長 平山正剛

副会長 吉成昌之 吉田良尚

事務総長 明賀英樹

事務次長 池田綾子 谷 真人 小川達雄

広報室室長 佐々木文

以上 敬称略

議 事 内 容

1. 開会

（池田事務次長）

お待たせをいたしました。それでは第17回日弁連市民会議を始めさせていただきたいと
思います。今日はお忙しい中ありがとうございます。

まず、日弁連側の出席者のご紹介と配付資料のご説明だけ最初にさせていただきたいと
思います。

日弁連側の出席者でございますが、会長の平山、担当副会長の吉成です。

（吉成副会長）

吉成でございます。

（池田事務次長）

本日のテーマでございます弁護士過疎偏在の説明をさせていただきます副会長の吉田で
ございます。

（吉田副会長）

吉田でございます。初めて参加させていただきます。長崎の出身でございます。

(池田事務次長)

事務次長の谷と小川です。

それでは配付資料を確認させていただきたいと思います。資料 88 という形で、「弁護士の過疎偏在の状況とそれに対する対策について」という資料をお配りしました。

それから、第 16 回市民会議議事録。冊子として「ひまわり弁護士奮闘記」ということで、全国のひまわり基金法律事務所の弁護士のエッセイをお配りさせていただいております。

資料 88 につきまして、中に綴られている資料 5 - 1 は差し替えを配付させていただいております。

それでは、中川議長、よろしくお願いたします。

2. 開会の挨拶

(中川議長)

それでは、委員の皆様、お忙しいところご出席いただきましてありがとうございました。本日は、清原委員、高木委員、フット委員、吉永委員の 4 人がちょっと所用がありましてご欠席でございます。ちょっと寂しい委員会になりましたけれど、その分ゆっくり十分な議論をしていただきたいと思います。

それから、本日から新たに委員としてご参加いただく予定でございました桂委員が、これも残念ながら所用のため欠席ということになりまして、次回からご参加いただくということでございます。

それでは、第 17 回市民会議を開会させていただきたいと思います。最初に、平山会長から一言ご挨拶をお願いいたします。

3. 平山正剛日弁連会長挨拶

(平山会長)

大変お忙しい中をご出席賜りまして、また、日頃色々な意味でご指導を賜りましたことに感謝いたします。

おかげさまで新聞の社説に度々登場するように日弁連のプレゼンスが高まっているというふうに思っております。先生方のおかげだと思っております。本当に感謝いたしております。今日の議題につきましては、少し私からもお願いをこの時点でもしておきたいと思っておりますので、ちょっとお時間を賜りたいと思っております。

今、次の弁護士過疎偏在問題につきまして、今次の司法改革の狙いは何だったかということと非常に大きな関係がございます。申すまでもございませんけれども、国民主権下の法の支配を社会の隅々まで行き渡らせるというのが、今次の改革の大基盤になっているといえますか、原点にあるというふうに思っております。そういう中で弁護士の役割は、市民に身近で、利用しやすい司法の実現の担い手なのだ。いわば社会生活上の医師とし

での役割を十分に果たしてほしいというのが司法改革の原点であると思っております、我々はそのことを市民の司法の実現ということでまいったわけでありまして。私も昨年から執行部の一員を務めておりますけれども、最大の取り組みはこの課題だというふうに思っております。やってきたわけでございます。成り行きに任せては解決できない。いくらいい人数と言いましても、単なる人口増では解決できないというのが、我々の感じでございます、何としてもその解決には、政策的な誘導をとる必要があると考えて取り組んできたわけがあります。

そこで、政府にもお願いしながらでありますけれども、自ら我々が我々のできる範囲で、日弁連の自らの調査と負担でその解決策に取り組んでいこうと、誘導策をとっていこうとすることでやってまいりました。その第1は、1999年からやっておりますひまわり公設事務所という制度を充実・発展するというのが一つでございます。

二つ目は、過疎地域・偏在地域の弁護士の定着支援、経済支援をする、去年にスタートした制度であります。

三つ目は、ご案内のように、国に我々が当番弁護士とか法律扶助を我々の負担でやってきたことをふまえていただきまして、法テラスという制度を一昨年からはじめていただきました。

この三つの制度で偏在問題、過疎問題を解決しようということで、ようやく準備が、我々なりに整えたかなというふうに思っております。まさにその実践に入ってきているという時期でございます。しかし、これは我々だけでやってもなかなか難しい部分もございますので、ぜひ今日も色々教えていただきまして、もっともっとこれを充実させるようにしていかなければいけないと思っております。

法曹人口問題というのがご案内のように、今度の日弁連会長選挙でだいぶ問題になりましたけれど、私はその解決の大前提として3つの課題があると思っております。第1は、2010年、平成22年までにこの過疎偏在問題を解決しなければ難しいと。その前に色々人数だけ減らせとか言ってみましても、なかなかそれは市民の理解は得られないのではないかというのが私の考えであります。ですから、これを今日の議題を大前提として、我々は何としても22年までには、「ああ、そうか」と、全国の各地に3万人の人口に最低2人はいなければいけない。できれば、3万人に3人、従って各1万人に1人と。当事者の両方につきまして、1人中立の人がいないと、私は非常に難しいと思っているんですね。両方につただけでは。ということをお考えますと、そのくらいのことを我々は考えていかなければいけないというのが第1でございます。

2つ目は、2009年、平成21年、来年スタートいたします被疑者国選弁護制度について。長期3年以上の懲役刑事件について、推計では年間9万から10万増えていく。これを制度として立ち上げていただいた。担い手が必要である。そうすると、これも2010年、平成22年には担いきったかどうかの検証ができます。

3つ目は、2009年、平成21年、やはり来年スタートいたしますご案内の裁判員裁判制

度。これも担いきる必要がある。ここで弁護士が足りないというふうになれば、これはもうどうにもならないというふうに考えておりました、これも 2010 年になりますと、1 年やるわけですから、検証できる。この 3 つのことを我々がやれてはじめて、規制改革会議でおっしゃるように自由競争にまかせればいいというのはなしではいけませんよと言うことができる。これはやっぱり経済問題ではなくて、国民の安心・安全問題ですから。しかも質がきちんとしていなければいけない。

こんなことがありまして、ずっと私はこれを理事会でも毎回今年の 7 月頃から言っていますけれども、そういうことを考えております。なにしろ皆様のご支援、ご理解、ご教授がなければなかなかみんなにわかってもらえない部分もございまして、悩んだことでありますけれども、私は 3 月まででございますので、今日は最後の市民会議でありまして、非常に残念な部分もありますけれど、何回もやれませんので、これで先生方の指導をいただいて、そのことを残していきたい。そうすれば必ずきちんとこれを継いでいただけて、世の中に理解をしてもらえる制度になるよう頑張るんじゃないかと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひいたします。今日は私がかねがね尊敬する先生方ですので、徹底的に言っただいて、それを残していく、こんなことを思っております。よろしくお願ひします。

4 . 議事録署名人の決定

(中川議長)

会長、どうもありがとうございました。それでは議事に入ります前に、議事録のご署名人を決定いたしたいと思ひます。順番からいきますと、井手副議長と松永委員ということになりますが、よろしゅうございませうか。では、お二人でお願ひいたします。

5 . 議事

弁護士過疎、偏在問題について

(中川議長)

それでは審議に入らせていただきます。議題は、今会長からご指摘ありましたとおりであります、弁護士過疎、偏在問題ということでもあります。まず、議論に入ります前に、日弁連の公設事務所、法律相談センターをご担当されております吉田良尚副会長から、先ほどいただきました資料 88 及び「ひまわり弁護士奮闘記」、それらをもとに現在日弁連で行っていらっしゃる弁護士過疎、偏在問題への対応及び現状につきまして、あるいは問題点につきまして、あるいは将来の展望も含めましてご説明をいただきたいと思ひます。吉田副会長、よろしくお願ひいたします。

(吉田副会長)

吉田でございます。私がこういった問題を担当しているのは、おそらく長崎が過疎の宝庫であるということだと思ひます。離島がたくさんございまして、私も現場で大変苦労し

ております。そういう意味も込めて、今日こういう機会を設けていただいて本当にありがたく思っております。

それでは私のほうから弁護士の地域的な過疎偏在の現状と、それに対する日弁連で行っている対策についてご説明をさせていただきます。

まず資料1でございますけれども、これは2007年3月末日現在の各地域の弁護士会の弁護士の人数でございます。全国に昨年の3月当時2万3,000人、現在では2万5,000人強となっておりますが、その弁護士のうち、約半数が東京に登録していることとなります。

資料2でございますけれども、ここ10年間の各弁護士会の新規登録弁護士数を表にしたものでございます。ずっと東京三会、大阪などの大都市への登録数が多い傾向が続いているということがわかりいただけるかと思えます。

それから資料3でございますが、これは1マスを10人として各都道府県の弁護士数を日本地図に模して図にしたものでございます。東京、大阪、福岡、愛知などの大都市圏に弁護士が集中している様子がこの図を見ていただくとおわかりいただけるかと思えます。このように弁護士は大都市に多く登録しておりまして、現状では地域的に偏在しているということは否定し難いところでございます。

さらに、資料の5ページ以下にございます各弁護士会内での登録状況を見ますと、裁判所の本庁所在地、すなわち県庁所在地になりますけれども、こちらでは徐々に増加する傾向は見られます。ただ、支部について言いますと、それほど増加していないところが多くございます。

また、資料6をご覧くださいなのですが、これは平成2年に行われました地方裁判所支部の統廃合の結果、地方裁判所の支部機能がなくなりまして、簡易裁判所として残った地区の弁護士数の変遷の資料でございます。ここから弁護士の過疎というのは裁判所の機能とも関連しているのではないかということがうかがえます。最近、裁判所の支部機能が小さくなってきているという報告が全国からございます。

例えば、「ひまわり弁護士奮闘記」がお手元にあると思うのですが、この9ページの終わりのあたりですが、留萌ひまわり法律事務所の足立弁護士からの報告がございまして、ここにも下から10行目あたりですが、「職務に励めば励むほど、支部の機能縮小（事務の本庁集約）に疑問を抱かざるを得ません。現在当地では身柄事件は全件旭川地裁本庁に移送です。破産管財事件も本庁扱いです。」そういった報告がなされておりまして、私もといたしまして、今後弁護士過疎というよりも、司法過疎解消という観点から裁判所に対しましても、支部機能の充実ということを要請していく必要性を感じているところでございます。

このように弁護士が地域的に偏在し、また過疎の地域があるということは、法の支配を社会の隅々まで及ぼすという今後の司法制度改革の理念から決して好ましいことではございませんので、日弁連といたしましては、この弁護士の過疎偏在をなくすよう取り組んでまいりました。ここ数年の弁護士人口の急激な増加によりまして、必ずしも過疎偏在が

解消されたという状況にはございません。弁護士数を増やすだけでは弁護士の過疎偏在が解消されるということではできないと考えております。これは先ほど会長もお話したとおりでございます。私どもは常々お医者様の世界を見ていまして、お医者さんの数を増やしても、そのことだけで無医村がなくなったりとか、そういうことがなかったという経験もございますので、そういうことから言えるのではないかと考えております。

そこで、日弁連といたしましては、弁護士の過疎偏在を解消するためには、日弁連の政策としてその対策を講じなければならないので、そのような対策を講じることが過疎偏在を解消するための効果的な方策であると考えております。

資料7が現在日弁連がとっている過疎偏在対策でございます。若干詳しくご説明をしておきたいと思っております。ざっくり言いますと、ひまわり基金による公設事務所の設置とか、それから別に昨年12月の臨時総会で決議され承認されました偏在解消のための経済的支援というものがございます。日弁連では、2000年より会員から特別会費を徴収いたしまして、ひまわり基金というものを立ち上げました。その基金でまず裁判所の支部単位で弁護士事務所が全くないか、1つしかないという地域、いわゆるゼロワン地域を中心といたしました弁護士過疎地域に、ひまわり基金を使った弁護士常駐型の公設事務所を開設する運動を展開してまいりました。その結果、今年の2月12日段階でございますけれども、全国にこれまで累計で85か所の弁護士常駐型公設事務所を設置してまいりました。資料8でございますが、これがこれまで設置された公設事務所の一覧でございます。その中には赴任した弁護士がその地域に定着しまして、そのまま一般の法律事務所になったところもございます。そういう箇所につきましては赤い字で記してございます。

なお、資料といたしまして、先ほどもご紹介いたしました「ひまわり弁護士奮闘記」という冊子がございますので、全国の過疎地で活躍している弁護士たちがどのような活動をしているのかについてご理解賜ればと思います。

この公設事務所というのは、2年ないし3年の任期制としております。そうしますと、2年、3年経ちますと、次の赴任する弁護士を探さなければならない。そういうことで他にひまわり基金を利用いたしまして、弁護士過疎地域に定着する弁護士を経済的に支援する定着支援制度を設けております。この制度を利用して弁護士過疎地域に定着した弁護士は、これまで15名でございます。これは資料の9ページ、16ページになりますけれども、そちらのほうに記載してございます。

さらに、各弁護士会では、法律相談センターというものを設置いたしまして、地域の法的ニーズにこたえてまいりました。これは、特に弁護士が少ないところでは、利益相反といひまして、一人の弁護士しかいないところがございますと、他の人が相談できないとか、色々なところで支障が出てまいります。そういうことに対応しようとか、それから弁護士がいても、弁護士事務所は敷居が高いというふうなことも言われておりますので、市民の方が相談に行きやすい相談場所を提供しようということでございます。このように各弁護士会が過疎地域に法律相談センターを設置するときに、日弁連ではひまわり基金を利用い

たしまして開設資金や運営費を援助してくれるところであります。

資料 10 でございますけれども、ここに全国のどこに公設事務所や法律相談センターがあるのかを地図の上に示しました。日本司法支援センター、いわゆる法テラスの地方事務所の所在地もこの地図に記載してあります。なお、法律相談センターですけれども、現在では全国に 305 か所あるというふうに日弁連では把握しております。

このようなひまわり基金による支出は、現在年間約 3 億 2,000 万円ということになっております。また、日弁連では過疎対策から一歩進めまして、弁護士が偏在して、これを解消しなければならないというところのために、そういうところを基本的には弁護士一人あたりの人口が 3 万人を超える地域というふうに考えているのですが、ここで開業する弁護士に対する経済的支援策を昨年新たに作りまして実施しております。資料 11 がそのスキームをチャートにしたものでございます。

偏在地域で核となる拠点事務所の開設支援や、既に弁護士経験を有する弁護士が、偏在解消地域で独立開業する際の開業支援。弁護士登録後、すぐに偏在解消地域で開業する弁護士への開業支援。偏在解消地域で開業する弁護士を養成する事務所への支援などを行っております。

資料 12 でございますが、27 ページでございますけれども、昨年試験的に行われました事業として 9 件、総額 3,500 万円を支出し、援助いたしました。日弁連といたしましては、今後 5 年間で総額 10 億 5,000 万円をこの支援策に投入する予定にしております。

このパイロット事業執行報告というところをご覧いただきたいのですが、私どもとしましたら、東北弁連偏在対策拠点事務所、このような偏在対策のための拠点事務所を各ブロックに 1 つは作りたいということで現在運動を進めているところでございまして、九州では大体こういう方向でいこうということに固まっているというふうに聞いております。

このように日弁連では過疎偏在をなくすために様々な対策を講じているところでございまして、過疎のほうは徐々にではございますが、解消されつつあるのではないだろうかと考えております。

具体的にご説明いたしますと、公設事務所の設置、または法テラスの過疎地型事務所、いわゆる 4 号事務所というのですが、この設置によりまして、いわゆるゼロワン地域、これは私どもの委員会では弁護士事務所がゼロか 1 のところをカウントしているのですが、現在 25 か所にまで減っております。

ちょっと資料が戻りますけれども、本日差し替えをさせていただきました資料 5 - 1、裏が資料 5 - 2 で同じようなものなのですが、資料 5 - 1 のほうがわかりやすいかと思えますので、資料 5 - 1 をご覧いただきたいのですが、2000 年 4 月 30 日に弁護士事務所が全くなかったゼロ地域だったところが 35 か所ありました。これが今年の 2 月 12 日現在では 3 か所になっております。今ゼロワン地域というところを黄色で表示してあるのですが、今ゼロのところは滋賀県の長浜、それから福岡県の柳川、それから大分県の杵築市ということになっております。こういう箇所はなぜゼロなのかと申しますと、ちょっと近

くに大きな都市があるとか、そこからあまり離れていないとか、何か色々な事情があるようですけれども、そのうち2か所につきましては、今年の春か夏までには弁護士が定着する予定というふうに報告を受けております。それから残りの1か所につきましては、弁護士が常駐していない弁護士法人の支所がそこに2つ置いてあるという状況であります。

また、弁護士事務所が1つであったところが36か所あったのですが、ここは現在22か所になっています。ゼロのところは1になったというところが、黄色の網掛がしてあるところがかなりあるということがご覧いただけたらと思うのですが、弁護士事務所が2000年4月に1だったところは現在では6つぐらいになっているという状況でございます。ゼロであった箇所を特にご覧いただきたいのですが、ゼロが解消されたうちのほとんどが、その右側をご覧いただければわかりますが、ひまわり、それからひまわり後定着、法テラス、定着支援、こういった政策によって、赴任をされ定着をされた弁護士が多いということがおわかりいただけるのではないかと思います。

私が長崎なもので、長崎のことはよくわかっているので長崎の例でご説明いたしますと、長崎の欄が上から10番目ぐらいだと思いますが、平戸支部というところは以前ゼロだったところに、1人ひまわりで赴任して、その後定着されました。この方はもうじき67、8ぐらいになられる方だと思いますが、相当ベテランの方でございました。それから、1には4号事務所といいまして、法テラスの4号事務所ですとゼロが1になったと。それから五島も厳原もひまわりの弁護士が赴任してゼロが1になったと。離島というところは、もうご承知のように、他との行き来が非常に難しいところでございまして、弁護士のところに相談に来る方も、その島の中に限られるみたいなのところでございまして、なかなか弁護士が増えるということは難しいなということを実感しております。

弁護士の過疎偏在を解消するためには、単に弁護士人口を増加させることで弁護士のそういう地域への進出を期待するというだけでは難しいと考えております。ただ今ご説明いたしましたような適切な誘導策によって、そのような地域での開業をやすくすることが、過疎偏在解消のためには効果的であるというふうに考えている次第でございます。

日弁連といたしましては、今後日本司法センターとも協力いたしまして、そういった対策を推し進めまして、今考えているのは2009年、来年の末までにはゼロワン地区を全部なくすようにしたいというふうに考えるところであります。先生方にはよろしくご理解とご支援のほどをお願い申し上げます。私のご説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(中川議長)

どうもありがとうございました。

それでは、ただ今のご説明につきまして、ちょっと細かなこともあると思いますので、まずご質問などがあつたらお願いいたします。

(吉成副会長)

中川議長、追加で1枚、「スタッフ弁護士配置地域」という1枚ものが入っておりますの

で、補充でちょっと、この資料について簡単にご説明させていただいてよろしいでしょうか。

ここに書いてありますスタッフ弁護士配置地域、日本司法支援センター、法テラスに配置された弁護士の一覧表とその場所を書いた地図なのですが、赤で塗っておりますのが4号事務所といいまして、いわゆる過疎地で国選・扶助のみならず、その地域で相談を受けたり依頼を受ける一般の民事・刑事の事件を引き受ける、そういう事務所に配置された人がこの赤で塗られた人たち、あるいはその場所でございます。現在、ここにありまして、16名の方が赴任しております。赤を塗っていないところが、いわゆる地方事務所、主として県庁所在地、都市部で刑事の国選弁護事件、そして民事の法律扶助事件を中心に担っている事務所ですが、そこに行っている人が41名というふうに現在なっております。

一番最後に配置先未定ということで3の方が書いていますが、既にこの方々については配置が決まっております、曾我さんが函館、小林さんが岐阜、木下さんが八王子ということで決まっております。

このスタッフ弁護士についても、実は募集はほとんどすべて日弁連が募集・勧誘をし、そして面接等で一応この人なら大丈夫だろうという方を選抜した上で、これも養成事務所といって、日弁連に届けて教育をしてくれるという事務所が届けられておりますが、そこに依頼をして原則として1年間養成事務所で養成を受けていただいた上で、法テラスの各地の事務所に応募し、配置されるというふうになっております。これは直接は法テラスが雇用し、配置をしてはいるものですが、その基礎にある部分は日弁連のほうで今の人集め、それから教育、選抜等について担っていくというものでございますので、ひまわりと並んで日弁連の現在過疎解消策の中の1つの柱であろうというふうに思っております。

以上、補足をさせていただきました。

(宮本委員)

単純な質問なのですが、この1期生、2期生というのはどういうことでしょうか。今、現行は60期生ですよ。

(吉成副会長)

1期生というのは、一昨年の10月、つまり、法テラスが業務を開始するのとほぼ同時に法テラスのスタッフ弁護士として採用され、全国的に配置された人たちでございます。2期生というのは、昨年採用され配置された人たちでございます。最初の人を1期生、次の年は2期生、今度3期生というふうに呼んでおります。

(中川議長)

概ね若い人たちですね。

(吉成副会長)

そうですね。通常は弁護士になって満1年か満2年ぐらいで各地に配置されます。

(宮本委員)

現行は60期と書いているのに、ここに1期生と書いてあるので、疑問に思いました。

(吉成副会長)

下の現行 60 期とか新 60 期というのは、これは研修所の卒業年次なんです。

(中川議長)

1つ質問してよろしいでしょうか。今のご説明ですと、いわゆるゼロワン地域の解消というのは、色々な諸施策によって近い将来ほぼ解消できるだろうと。そういう見通しがある。一方、最初に会長からもありましたように、いやいや、まだそれでは十分じゃないという認識ですね。だから、私たちはそこがちょっとよくわからないので、ゼロワン地域の解消ということと、本当の意味での十分なサービスを提供する体制ということの関連性といえますか、あるいはどれぐらいのことをどれだけすれば、会長の言われる十分な体制になるのか。そのあたりを少しご説明いただけませんかでしょうか。

(平山会長)

私の申し上げておりますのは、いわば利用者の側から見ますと、1地域に1人しかおられない。早い人が行って相談したら、もう他の人は相談できないということがあるんですね。そういうことがあって、2人は相対峙する民事事件を考えている。刑事はそういうことありませんけれどもね。このように2人だけでは依頼者は心配なんですね。中立的な人が常にいて、外から見てくれるというのは必要です。そうすると3人ぐらいは最低いるだろうと。ところが、支部とかそういうところが非常に重なっていますので、裁判所の支部機能なんか小さくなっていくと、いわば平たく言えば3人増えるかなというような心配があるのです。そういうことを考えると、裁判所の支部機能とかいうものをきちんとやはり充実していただくと。そして弁護士のほうもやはりそこで3人ぐらいいまして対応できるようなのが、非常に大事なことではないかと。法の支配を社会の隅々という場合は、そういうことではないかというふうに考えておりました、そうしますと、今全国で1人事務所をやっている先生方が8,000人いるんですね。そういう方々にぜひ2人になっていただく、あるいは3人になっていただくような状態が非常に望ましい。特に裁判員裁判なんかは、1人の人がこれに対応するのはなかなか難しいと思うんですね。そういう意味で事務所自身も3人ぐらいは最低いてやっていく。そういう状態で1つの適正な人口というのが出てくるのではないかなということを、私はちょっと申し上げたいと思います。

(吉田副会長)

よろしいでしょうか。資料の13をお付けしていますが、これが弁護士1人あたり人口3万人を切るのに必要な弁護士数というのを計算するときには作ったものでございまして、これによると全国で3万人に1人という基準を作りますと、一番最後のページですが、380人必要だということになります。3万人が適切かどうかということについては、例えば京都の弁護士会では1万人に1人弁護士をとというような構想を持っていますし、各地それぞれだろうと思います。私も地方で弁護士をやっていると、非常に過疎化が進んでいる町や村が多くございます。それから、いわゆる市というところでも人口減というものがついています。そういうことを含めて色々考えていかないといけないなということは思

っていますが、とりあえず3万人に1人というのを身近な目標として弁護士会としてはやりたいというふうに今思っています。

そのためには、ここに出しましたような地区で何とか弁護士を増やしたいというふうに考えているところです。黄色いマークを付けたところが1人あたり3万人を超えているということでございます。

(吉成副会長)

日弁連の目標としてはこれから5年以内に今の弁護士1あたり人口が3万人以上というところを何とかなくしたいというふうに思っています。先ほど説明がありました過疎偏在解消のための経済的支援策、これに対しては日弁連で約10億5,000万円、今後5年間で支出をして、今の1人あたり3万人以上の地域をなくそうということを考えているわけですが、経済的支援10億5,000万円で解消できるのは、そのうちの200人弱でございます。10億5,000万を使って200人弱の穴埋め、あとの200人弱は何とか自然増でまかなえるのではないかと考えております。

(平山会長)

我々の負担で政策誘導でやる最小限度は今目標にしておりますけれども、理想的に言えば、地方の会長などが言っておりますがやっぱり3万人に3人、それを割りますと1万人に1人ですけれど、1万人のところに1人いても困るんだと。むしろ3万人単位で3人いてほしいというような考え方をおっしゃっていて、私は非常に理解しやすいなと思っております。そういうことを理想としては目指していくべきではないかと、こんなことをちょっと申し上げます。

(吉田副会長)

それから、すみません、もう一つ。資料6の下のところをご覧いただきたいのですが、支部機能の充実という話を会長からしたと思うのですが、この下のところがございますように、横浜の相模原というところには前は支部がございました。そのときには相模原には弁護士が3人しかいなかったのですが、相模原支部というのができまして、現在48人の弁護士が登録をしているという状況でございます。それから札幌地裁管内ですが、苫小牧支部というのも、これも以前はなかったのですが設置されまして、現在は7名の弁護士が登録している。こういうことございまして、やはり全体的な見直しをしていただいて、裁判所の支部をきちんとしたものとして作っていただくということは、弁護士だけでなく、その地域の司法の過疎を埋めるということになるのではないかと考えてございます。

(宮本委員)

端的に言えば、先ほど会長が、支部機能の充実とおっしゃったから私はちょっと意味がわからなかったのですが、今のお話では、支部を増やせということでしょうか。

(吉田副会長)

それは両方ございますけれども、例えば先ほどご説明しました資料6の部分で言います

と、ここに書いてある統合庁というところは、以前は支部があったのに、今は簡易裁判所しかないところなのです。こういうところでは、支部と言いますと地方裁判所ですから、それなりの事件があるのですが、簡易裁判所の事件というのは、限られた事件でございます、そうしますと、その周辺で仕事をする弁護士というのは、なかなか苦勞もあるのではないかと。

したがって、支部を置いていただきたい、復活させていただきたいという希望はございますけれども、もう1点、現在支部につきましては先ほどもご説明しましたように、身柄の刑事事件、要するに勾留をされている被告人の刑事事件などについては本庁でやるというところが多くなっているとか、それから強制執行事件とか、破産管財事件とか、こういったものは全部本庁で引き取るというふうな傾向が強まっているということでございまして、そのことについてもきちんと地域に根差した司法を目指すのであれば、その地区の裁判所でやっていただきたい、こういう考えです。

(吉成副会長)

あと、象徴的なのは、支部でも例えばそこに裁判官が常駐していなくて、1週間に1日だけ本庁からやってくると。その日だけ裁判をする。それも1人ですから、重大事件はできないわけですね。1人でできる裁判だけをその日1日だけやってまた帰っていく。そういう意味での支部の機能が低下させられてしまっているというところがたくさんあるということもございます。

(宮本委員)

それからもう1つ、今のご説明で1万人に1人の弁護士という理想をおっしゃっていましたが、今問題になっている法曹人口との関連はどうなのでしょう。今、弁護士が増えるのは反対だという意見が何かあるのでしょうか。

(吉成副会長)

これは、色々意見はあるのですが、弁護士会主流として、弁護士を増やすことに反対だという声は大きくはないと思います。ほとんどの人が増やすことには賛成である。また、今、とりあえずは3万人に1人ということを目指しているのですが、本当に将来仮に1万人に1人というようなことになれば、それは弁護士を増やさなければ達成できないというふうに思っております。ですから、増やす方向であることについて、弁護士が総体として異存はない。ただ、スピードに関し、急激に増やすということになると、例えば新卒者が法律事務所になかなか就職ができずにあぶれてしまうとか、あるいは競争が激しくて、筋の悪い事件をやってしまうのではないかと、あるいは無理な解決に走ったりとか、そういったような様々な弊害も出てくるのではないかと、少しくスピードダウンしたらいいのではないかと、こういう声が最近強まってきたというところだろうと思います。増やすことは反対だという声はごく一部しかないと思います。

7,000人ということもありましたが、あの人たちのすべてがそうではない。7,000人が反対だというのではない。あの人たちも、増やすこと自体に反対だというのではない。急に

3,000人は増やしすぎ、早すぎるという人たちが多いただろうと思います。

(平山会長)

その点をわかりやすく申し上げますと、おそらく今の政府で決めておられる、要するに2010年に3,000名を目指すということになりますけれども、これでいまして、18年には全体で5万人にこういうような発想なのですね。ですから、それが18年には非常に無理があるなというふうに、我々は率直に考えて、色々な検証などをやってきました。ですからやはり5万人必要という点については、非常に説得力あるのですけれども、やはり20年ぐらいはかけないと、つまり2028年というところをベースにしてもらわないと、なかなか大変です。2010年までは目標どおりに今のような問題を解決しまして、努力できますけれども、その後については、なおそういうペースでいったら、2018年に5万人です。これはとても今の日本社会ではなかなか難しいのではないかというのが、率直なところですが。検証のない話ですけれども、見通しです。特に、人口が人口減に入りつつありますよね。それから法曹の質の問題もあって、今法科大学院は2004年に立ち上がりましたので、これはやはり14年までは一生懸命やっていたいっていき必要はありますけれども、その後、まだやはりちょっと質がということであれば、やはり考えなければいけないというようなことがあります。おそらく2010年の1つのところで政府もお考えいただくと。みんなが考えるときが1つあるかなと。そして、その次はやはり2014年、法科大学院10年、そこでやはり1つ考えることがあるかなという感じを私なんかは持っておりますけれども。今それを言いますと、会長はすぐにどうかということになりますけれども、私は閣議決定をした、そして大きな司法ということできた以上、本音は何としても問題解決に我々は全力を挙げることに取り組むべきではないかということを考えております。

(中川議長)

今の話ですと、3万人に1人いない地域をなくするためには、僅かな人数でいいのですね。

(平山会長)

そうなのです。

(中川議長)

380。そうすると、それ3倍にしても1,000人ぐらいですから、そんなに大きな話ではないと。

(平山会長)

ないのですね。

(中川議長)

というので、最初の質問に戻るのですけれども、じゃあその1,000人を増加すれば、もう過疎問題はそれでいいのだということになるのでしょうか。

(吉田副会長)

そのあたりにつきましては、その状況をやはり検証しなければいけないだろうというふ

うに思っています。例えば私が聞いているところでは、地方に行きますと、弁護士が少ないところでは、やはり相談者の方に2週間、3週間待つていただくという状況がまだあるということなのですね。ですから、私も顧問先幾つかありますが、顧問先でも今日大丈夫ですかと言われて、今日はちょっと無理ですと。だから2、3日待つていただくことありますけれども、やはり少なくとも1週間内には相談できる態勢というのは必要でしょうし、それから緊急には救急医療がありますように、例えばヤミ金の問題などは非常に社会問題になっていることもありますので、そういう場合には緊急に対応できる態勢とか、色々考えていかなければいけないのではないかというふうに思っております。

(中川議長)

といいますのは、ちょっとこういうデータは非常に明解なのですがけれども、非常に無機的ですよね。判断がしにくいといいますか、データの上で判断できますけれども、今おっしゃったように、実際にその地域にどういうニーズがあって、だれがどういうふうに困っているのかという生の実感を伴ったデータといいますか、情報が必要だと思います。過疎問題というのはおそらくそういう問題ではないかと思うのです。人数だけがいれば、それで済むのだということではないのではないかと。ですから、そのところをどういうふうに日弁連として把握し、どう対応するかということだと思っております。この「ひまわり弁護士奮闘記」に出てくるひまわり弁護士の皆さんなんかを見ますと、大変皆さんご苦労されていて、内容もおもしろく、勉強にはなるだろうけれど、こんなことで本当にいいのだろうかということもありますし。

(平山会長)

1つ、検証しやすくなっておりますのは、法テラスのコールセンター、この数年の統計が出てくれば、国民のニーズといいますか、市民のニーズがどのくらいあるのかというのが、法テラスの決定によりまして出てくる。つまり、つかみやすくなったかなと。我々は今、弁護士業務総合推進センターを立ち上げまして色々なニーズ調査をしておりますけれど、これだけではある意味ではサンプル調査なのですね。ですから正確には出てこない。そうすると、やはりコールセンターのほうは全国民に徹底しますので、何か相談ごとというのはただでできるわけです。その数がどのくらい来て、それに弁護士のほうがどの程度対応できているのかというのは、数年内には一定の科学的な検証ができます。そういうこともあって、調査もしやすくなってきたかなというのは考えています。

(松永委員)

今回送っていただいた資料はそのデータで押さえていらっやって、ゼロワンが135か所から33か所まで、32か所も減っているというのは、やはりすばらしい成果が上がっているなということを感じました。あとこちらの「ひまわり弁護士奮闘記」がおもしろかったです。今まで送っていただいた中で一番読みやすかった。ここにまず赴任地の自慢を1つという、これを一言入れていただいたがゆえにどれだけ読みやすくなったか。あと表紙にちゃんと分布を入れられたとか、これもとても大きいなというふうに思いました。

これを全部くまなく読ませていただいて、私を感じたことは、忙しいことこの上ないと書きながらも、充実している、頼りにされているという実感が本当に伝わってきたのですね。だから、これこそまさに実際に政策でやられて、過疎に赴任された方々のリアルな声が聞こえたことがとてもよかったです。

さらに言うならば、これを読ませていただいて、かつてUターン就職を推進していた頃を思い出しました。どんどん都会に人が集まってきて、過疎地が出てくる。じゃあUターン就職をどうしたらいいかというときに、仕事のことだけをいくら伝えても、Uターンする人は少ないのですね。やはりそこでどういう生活があるかということ伝えて、みんな、ああ、そうかといって納得して行くのですね。この奮闘記の中に出てきた岩手県に赴任された方でご両親と障害を持った弟と行ったというお話は涙が出るというか、お父さんが事務を手伝ったり、お母さんは手作りで何か手伝ったりという、そういう家族で対応していらっしゃる姿が見えてくると、すばらしいレポートだなと思いました。

願わくばせっかくこれだけ広がってきているのですから、もう少しこの人たちからの聞き出し方を工夫したらよいのではと思いました。現在の状況と今、本当に何が課題なのかということと、今後どう持っていったらいいか。せっかくこれだけの政策が当たってきているわけですから、もっと今後望むべきことという点をもう少しきちんと分けて、そのデータで、ところどころに出てくる地方裁判所のこととか、裁判官と検察官の増員が必要だとか、それをちゃんとここの中からもデータにしていく。何人中何人がこのことを言っているというようにです。

それから、今実際に活動されていらっしゃるところで、あとどれぐらいの弁護士がいるのが適正規模だと思いますかという質問を、これもその人1人によってすべてを判断はできないですけども、やはりその場で生活していらっしゃるって、実際のご相談を受けていらっしゃる方のことも鑑み聞いてみてもいいと思います。そして先ほどの法テラスの動きを捉えて、日弁連のほうで3万人に1人か1万人に1人かという、まだ実感値のない数字ではなくて、こういう生の声から引き上げてくるころの数字が合わさってくると、本当にそのように地方で頼りにされて仕事をしていきたいという人たちはもっと出てくると思います。それから経済的な基盤というのもすごく重要です。増えすぎても今度またコンペチターになるわけですから、そのあたりをきちんと経済的な基盤とかということも日弁連のほうでも少し検証されてはいかげなと、そういうふうに思いました。

(井手副議長)

私も松永さんと全く同意見でして、この奮闘記は付箋をいっぱい貼って読みました。やはり新聞記者の中でも社会部の人間はこういう生の話にもものすごく反応するのですね。それで、これは驚きましたね。特にショッキングだったのは、の十和田の林先生が書かれた内容です。要するに手遅れ宣告をしなければいけない事例がたくさんあるのだと。具体的には書いておりませんが、おそらくもう来たときには既に時効が成立してしまっていたとか、もう悪質商法に引っかかって徹底的にやられてしまった後で救いようがないと

か、多重債務などがたくさんあるのだと思うのですね。多重債務に苦しんだ挙げ句に刑事事件まで起こしてしまった事例とか、おそらくこういう事例は日弁連の統計数字の中では今まで出てこなかったと思います。これははじめてこれだけの弁護士を地方に配置して、裁判所や検察庁がどんどんどんどん本庁集約を進めて司法過疎が進んでいく中で、逆に日弁連が弁護士を増やしていったことで初めてこのような事実が明らかになってきたと思うのです。

今まで日弁連がずっと裁判官を増やさなければいけない、検察官を増やさなければいけないと言っていたけれども、いまひとつ机上の闘いのような話で、聞く人にとっても実感として受け取れませんでした。しかし、この奮闘記に出てくる話、例えば北海道では今までも支部で1週間に一回しか裁判官が巡回してこないというのは、知識としてはあるのですね。だけど、実際にそこで仕事している方が、月に4回の期日も入れられない。しかもそこに用事があれば、その期日も飛んでしまって、ものすごく期日の間が開いてしまうということを聞かされると、そんな裁判所でいいのかということをも初めて実感を持って読ませていただきました。ですから、この様々な問題をこれだけをもう一回分析するだけでも、説得力のあるすばらしい資料ができますし、記事にもなるのではないかと私は思っており、いい素材だなと思って見ております。

日弁連がこれだけ努力されて、10年ほど前に全国ゼロワン地域マップという大きな地図を見せていただいた時、こんなにたくさんあるのかと思い、多分これを解消するのは無理なのだろうと私もその当時には思っていたのですけれど、それが今ここまで来たというところに驚くとともに、歴代の日弁連の執行部の皆さんの努力に本当に敬意を表したいと思います。

同時に日弁連だけでは、もう限界に来ているというところもまた奮闘記からも見えてきていると思うのですね。今こそ、裁判所なり法務省なりにもものを言える基盤が整ってきたと思います。ですから、これはさっきの人口の話ではないですけれども、こういうときにまた日弁連が、せっかくこれだけいいことをやっているときに、人口減というような話が出てくるのが非常に残念なのですけれど、この経験と成果の活用については、ぜひもっと知恵を絞っていただきたいなと思います。

(中川議長)

片山先生、何か、地域に関することで。

(片山委員)

私は鳥取県で知事やっていましたときに、地域で不足している職種というのが結構あるのですね。弁護士、法曹もその典型例の1つなのですけれども、あと医者が足りない。これはつとに有名ですよ。特に産婦人科とか小児科の医者がいない。精神科がいないというのがあるのですね。

もう1つ、弁理士が不足している地域が多いのですね。そうしますと、知的財産権を生み出そうにも足がかりがない。これも鶏と卵の関係になって、そういう風土だから弁理士

もビジネスチャンスがないから、開業もしない。だから知的財産権が生まれない。これにより経済が停滞するのですね。鳥取県なんかも県の中に弁理士が誰もいなかったのですね。

それで、そういう地域に本当は必要な人材がないことに対してどういうケアをしているかという、自治体のほとんどは医者だけにコミットしているのです。医療だけです。これは自分のところで公立病院を経営しているところが多いものですから、深刻に当事者の問題として医師不足を感じるわけですね。経営者として。だから、自治医科大学を自治体が集合して作ったりして、医師を自前供給したりしているのですね。

ところが、弁護士、法曹は法務省の仕事、国の仕事。弁理士も国の仕事ということで、知らん顔をしてきているわけですね。それでいびつな状態にずっとなっているのです。それではいけないので、やはり地域に必要な人的インフラが揃うような環境整備をするのも自治体の仕事だろうということで、鳥取県ではまず法曹の問題としてはひまわり基金で公設事務所を作られるときに別途支援をするということでやったのですね。

というのは、日弁連がやるというのは非常に崇高なのですけれど、本当を言えば自然体ではないのですよね。競争相手を増やすわけですからね。だけどそれを敢えてやられているので、それを地域として見過ごす、ほうっておくというのも変ではないかというので、この資料に出ている佐野さんという方ですが、もう定着されましたけれど、その方が来られるときから始めて、初度調弁とか、そんな名目で、いくらか支援するようにしたのですね。それから第二、第三と来られましたけれど、そんなことをやっています。弁理士も全国ではじめて、最近ちょっと類例が出てきましたけれども、日本弁理士会と組んで何人が定着してもらうようにしました。その間、ビジネスがない、仕事がないときも多いですから、若干経済的な支援もするというので県も協力しながらやったりして、そんなことに乗り出しているのですね。

私は、もうちょっとどこの自治体も地域でそういうことをやるべきだと思うのです。医者以外に弁理士とか法曹については。だから、その啓蒙活動をもっとしたほうがいいのではないかと思うのですね。特に法曹は自治体の人たちは敬遠しているのですね。やっかいな存在だと思っているのですよ。前もお話したことがあると思いますけれど、司法を活用して、自分たちの法的トラブルを解決していこうとか、住民の皆さんが司法を活用して法的トラブルを解決することで楽になろうというような感覚があまりなくて、今の自治体の人たちにとっては、司法は避けるべきものなのですね。だから、司法に出てくる法曹というのは、やっかいなクレーマーに類似したような存在としてしか受けとめられていないのです。だから、法曹を増やそうなんていう、地域で本当は足りないのに法曹を増やそうなんていう意識があまりないのですよね。そこを門を開いて、啓蒙して、地域のインフラなのですよという認識を持ってもらって、自治体もこの問題に取り組んでもらうという、そういうことを投げかけたらどうかと思います。

色々なやり方があるのですよ。だって今、医者の養成とかにはずいぶん金をかけているのです。どんなことをしているかという、多くの県が始めているのですけれど、地元の

大学の医学部と契約して、そこにまずまずの優秀な成績で入った地元の子弟で、卒業後も地元に残って医療活動をする。そういう人に対しては奨学金を免除するとかというようなことをやっているのですね。第二自治医科大学みたいなことになるのですけれども、司法だって本当はそういうことがあり得るのですよね。

ただ、自治体の場合は度量が小さいところが多いですから、支援したら刃向かうなよとか、そういう目先のことしか考えない自治体も多いですから、ちょっとその辺りは要注意ですね。そうだとすれば、本当は自治体も加わって地域で何か法曹の定着などを支援するような経済界も参加した枠組みがあってもいいと思うのですよね。というのは、それがあることによって、経済界も本当は助かるのですよね。司法インフラが揃うことによって経済界も本当は助かるはずなのです。ですから、そういうことを理解を深めていって、地域で日弁連だけにお任せでなくて、地域で協力するという、そんな雰囲気を作ることをしたらどうかという気がするのです。

話は戻りますけれど、佐野さんという方は、この「ひまわり弁護士奮闘記」には出ていませんけれど、初期の頃私もずっと見ていたのですが、本当に信頼されるのです。弁護士がいない地域に来て、新人として来られますのでやはり最初は何でも相談に乗ってあげるのですね。言うなれば地域の赤ひげ先生の法曹版みたいな、そういう印象を地元では受けていましたね。ですから、非常に信頼感が厚くて、それで本当は何年かしたら本人は最初は去るつもりだったのですけれど、もう定着して、鳥取県の倉吉というところで定着していますけれどね。だから、ここに書いていることは、私も本当だと思うのです。足りないところに本当に医者 came 来たようなものなのです。ですから、その喜びというのは、当事者としてはずいぶん深いものがあるのだろうと思いますね。

(宮本委員)

先ほどから日弁連の方々から、何となく日弁連で努力しているけれども、限界があるというふうなお話があり、また、今、日弁連の努力だけでは限界があるというお話、あるいは別途自治体で支援するのがいいというお話が出て、私もこの市民会議で何ができるかなと思ったのですが、自治体に地域で協力してほしいという要望も出せないことはないけれど、法務省など国に対して私たちができる何か具体的な要望などがあれば教えていただければ、市民会議も何かアクションができるのかなと思いました。今、片山委員が支部機能の充実とか色々おっしゃいましたけれども、それ以外にも何か具体的にあれば教えていただきたいです。

(平山会長)

例えば、法テラスの民事扶助につきましては、まだ日弁連が引き取って法テラスに委託して進めているのですね。これなどはやはり本来事業として法テラスの事業としてやっていただかなければいけない。だけれど、そこまでまだ踏み切られていない部分がありまして、そうすると、その負担も我々はやはり行っている。それで、扶助協会がやっていたものの一部を引き取っていただく。引き取っていただけない部分については、我々が担っ

て委託しているという形をとりまして、将来の本来事業化ということで我々としてはやっているという状況でありまして、そういう意味でまだまだ日本の支援等、外国に比べると小さいということが言えると思うのですね。そういう意味で大きな司法、特に弱者の方がいっぱいいる中で、それをやはり真剣に国が向き合ってやっていただかなければならないというようなことを思っております。そんなことで、色々な意味で先生方の声は聞いてもらえる。我々が言いますと、何となく自分の業務のために言っているのではないかという部分が常にありまして、そういうつもりではないということを常に思っております。

(中川議長)

これはちょっと思いつきみたいな話なのですが、過疎問題あるいは偏在問題を解決するのに、もう少しシステムティックなやり方というのはないのだろうかというのをちらちらと思っています。ひまわりとか経済援助とか色々なことがあるわけですが、これいづれ限度があるということもはっきりしていますし、この奮闘記に示されているこれは1つの鏡ですよ。なんかベースがあって、それがここに映し出されているわけなので、おそらくベースのほうを見れば、もっと色々いっぱいあるのではないかという感じがいたしますけれども。そうすると、市民の側からしますと、過疎問題というか、司法過疎といえますか、あるいは両方過疎というのも大きいと思うのですね。アクセスだけではなくて、本当にそれが法律問題なのか何なのか。いつ、相談をすればいいか。そういうことを情報が十分ないということもあるでしょうし、インフラだけではなくて情報の問題もある。だから、その辺りまでいきますと、相当色々なことが底辺にはあるのではないかと思います。それを解決するためには相当仕掛けといえますか、システムティックにやっていかなくてはならないと思います。会長が頑張っておられるときはそれなりにいけると思う。次の会長のときにはちょっと、というのであれば困るわけですよ。ですから、もう少しロードマップというか、最終的なピクチャーといえますか、大体こういうふうになれば過疎問題、偏在問題というのは、一応日本では解消するのではないかというものが必要だと思います。そのためには、人数もお金も含めての話ですが、どういう方策があるのだろうかということ、これは日弁連だけでなくもいいと思うのですよね。広い意味で日本全体として考えるというピクチャーを描くということは無理なのか。

例えば、法人事務所というのがありますよね。あれもだんだん増えてきていますけれども、ああいうところは過疎地域に従たる事務所を作りやすいわけでしょう。1人の弁護士さんがやるというのは、これはなかなか大変だけれど、法人事務所ならできやすいと。それだったら法人事務所は人間のローテーションもできやすいのではないかと思うのでそれらも活用しながら、全体としての何かピクチャーを描く。その前提にはやはり鏡に映し出されているベースのニーズがどういうものがあって、何が問題なのかというあたりをもう少し整理していただく。そういう方向で過疎問題を考えていただくということではできないでしょうか。というふうに思います。

(吉田副会長)

ありがとうございます。私も3月までの担当ですが非常に参考になりました。私もひまわり公設事務所の開設式とか引継式に何か所か参加して、それぞれの話とか、その地域の市長さんもよく参加していただきますので、お話をさせていただきます。それからあとは各ブロックでそういう方とか、法律相談センターの担当者に来ていただいて協議会というものをやっております、今まさにやっているところですが、その中で過疎というのはなかなか難しい問題だなと思っておりますのは、1つは、そこで例えばはじめから自分が事務所を開くということについては、経済的に地縁・血縁もないので非常に不安だと。まずこれがありました。それから、地縁・血縁があっても、中川先生がおっしゃった情報不足というのが、裏返しなのですから、弁護士の情報過疎といいますが、色々な新しい情報が過疎地にいるとなかなか入らないという不安。

それからもう1つ、これが一番大きかったなと思うのは家族の問題でございます、特に子どもの教育の問題などに非常に不安を持っていらして、その点がやはり過疎地で定着していく弁護士がまだまだ少ないというところかなと思えました。ひまわりというのは先ほどご説明しましたように、2年ないし3年の任期制にしていますので、これが若い弁護士にとっては非常に使いやすいというふうな意見が多かったです。

中川先生がおっしゃった弁護士法人の支所を作ったらどうか。これも非常に参考になるご意見でありまして、私も実はそのこともちょっと念頭に置いて今後何かできないかなというふうに考えています。日弁連のひまわり基金の中でも、弁護士法人が、弁護士が常駐する支所を作るときには支援するというふうなこともやっていますので、そういうことも含めてもう少しアピールしていけたらなと思っております。

(片山委員)

弁護士もそうですし、さっき言った医者もそうですし、弁理士もそうなのですから、全部タイプが同じで、人材の供給は国が作ったシステム1本でやっているわけですね。マーケットは我が国の国内で1つなのですよ。そういう供給も1つのシステムで、マーケットも1つだと、必ずこういう現象が起きてくるのです。どうしたってそのマーケットの中で効率とか採算とか、逆に不採算とか出てきますから、必ず出てくるのです。これを避けようと思ったらやはりシステムを複数にしないといけないのですが、なかなかそれは難しいのだらうと思うのです。そこで、システム1つの中でこの問題を解決しようとしたら、例えば医者の問題で今出ているのですけれども、田舎の産婦人科の医療費単価を高くしようかという話になるのです。そうすると今度は、田舎の人が料金が高くなる、末端価格が高くなるという変な話になるのです。

結局、厚生労働省もそうですけれども、中央政府はこういう問題の解決は実に苦手なのです。やはり1つのシステムを応用問題をきかせて、色々なバリエーションの利いたシステムにするというのはできないのです。そこでどうするか。アメリカなどは州ごとに法曹の調達システムってありますよね。資格付与がありますよね。ああいうのは1つの分権型のシステムだらうと思います。ただ、日本で47のユニットでこういうのをやるという

のは馴染みませんが、道州制ぐらいになればちょっと別かもしれません。そうすると、私なんか考えますと、やはりさっき言いましたように、地域の生活環境とか、必要なインフラ整備に責任持っている自治体が、補完的に実情に応じてやるというのが一番現実的なのかなという気がするのですけれどね。ただ、今の我が国の自治体というのは、非常にこの種の問題のリテラシーは低いのです。昔から国の仕組みには協力をするなという、そういう非常に間違った地方自治原理主義みたいなものがありまして、国のことには協力しないというのがあるのです。今でも残っているのです。ひたすら自分たちの所掌の範囲だけのことをやる。

これを見ても、さきほど井手副議長が言われたように、もっと早く気づいていれば、トラブル解決できたのにというのは、結局インフラがなかったからですよ。そういうインフラの不足というのがあるのに、皆さんご承知でしょうけれど、今言われているのが、命の次に大事なものは道路だという首長や県議ばかりというような状況ですからね。そこも啓蒙していかないといけないのですけれども、いずれにしてもちょっと迂遠というか、道のりは遠いのですけれども、自治体がもうちょっとこの種のインフラ整備に力を入れるようにするというのを市民会議でも提唱したらどうかなと、私なんかは思うのですけれどね。

(井手副議長)

やはりこの司法過疎というのは、地方にとってはもしかしたら死に至る病なんじゃないかと思っているところがあります。また、この32番の稲葉先生という方が書かれています。が、「司法過疎というのはある意味無法地帯と一緒にだ」と。非常に刺激的なことを書かれていますのですけれど、確かにそうで、先ほど挙げた手遅れ問題もそうですし、実は強い者が勝つ社会なのだと。そういう司法のインフラがないところでは、まして、最近ですと、この司法だけでなく、そういう人口が減っている地方に行きますと、今度は警察署まで格下げになって、今までは警察署だったのが警部派出所になってみたりとか、そうした本当の意味での治安・安全も含めたインフラ部分が弱る。弱ると暮らしにくくなる。暮らしにくくなるから、さらにまた地方は衰退していく。何となく今格差問題といえは産業とか経済の問題とかということばかりが語られていますけれども、私は本当にこの本を読んで、まさに司法過疎というのが地域の衰退を加速している一因ではないかというような感想も持ちました。この報告は、本当に日弁連としても生かしていただける財産になると思いませんね。

(中川議長)

さっき片山先生が言われたので、ちょっと思いついたのですが、日弁連と各地の弁護士会、ブロックは、この過疎問題については、どういう関係にあるのでしょうか。地方の弁護士会、ブロックはほとんど関係ないのですか。地方の弁護士会、ブロックで工夫をして、そのブロック内の過疎問題はそこで解決しようとか、そういう関係にはなっていないのでしょうか。

(吉田副会長)

私のほうから現状をご説明しておきますと、日弁連では、先ほどちょっとお話しいたしました各ブロックとの協議会でできるだけご意見をお聞きすると。ブロックはブロックなりにそれぞれの過疎偏在に関しての委員会の連絡協議会みたいなものを作って協議をしている。それで先ほどちょっと出ましたけれど、東北弁護士会連合会では、やまびこ基金というのをやって、これが拠点事務所というもののなのですけれど、そこで弁護士を養成して、東北のブロックの中の過疎偏在地域に弁護士を派遣しようという制度を今年作りました。北海道では、すずらん基金法律事務所といいまして、これは北海道弁護士会連合会が作った事務所ですけれども、そこで養成した弁護士が北海道内の各地のひまわり事務所だとかそういうところに行きます。

九州弁護士会連合会でもそれを今度始めようかということで、すべてのブロックでやっているわけではないのですけれども、徐々にそういうものが広まっているのではないかと、いうふうに考えています。

(片山委員)

鳥取県では、鳥取県弁護士会と県との間で常設といいましょうか、定期的に関く会を設けていまして、そこで地域の法曹過疎問題とか、司法制度改革のPR、広報とか、これをどういうふうに効果的にやっていくかというのを相談しながら、共同してやっていく組織を作っています。

(平山会長)

今、鳥取が一番進んでいますね。

(中川議長)

やはり地域のことは地域が一番わかるというのは、当たり前のお話なのですね。過疎の状況もそうだし、ニーズの問題もそうですよね。だから、これは地方分権ではないけれども、日弁連がリーダーシップをとろうとしても、具体的な施策は、できるだけ地方にやってもらうということにして、お金は出しましょうと。しかし、そちらで工夫をしてくれという体制というのはちょっとできないですか。

(平山会長)

ブロックについて、今吉田副会長が言いましたようなことは、やはりお金がいりますよね。それはやはり小さい会員数のところでやっていただくのは非常に難しいから、何とかして我々としては応援しようということで展開しておりますので。

(中川議長)

どうもこういうデータを見ていますと、その地方の臭いがしないのですね。いきなりこういう非常に生々しいものがありますけれど、中間的なもの、全然臭いがしない。非常に無機的で、そこに何か少し問題があるような気もちょっといたしますね。

(松永委員)

やはり生活の基盤みたいなところがしっかりしないと、過疎問題は解決しないので、例えば弁護士さんだったら自分の自宅の離れを安く貸してあげるとか、そういう人が出てき

たりするといいいのですが。1万5,000円で一軒家を借りることができるなどというようになれば、途端にリアルになります。それで朝摘んできたとりたての野菜をもらったとかというと、そこで奥さんは俄然行く気になるとか、あと子どもが花粉症だとかアレルギー体質で、やはり自然の中でとかというようなことになれば違うと思います。やはりそういう家族へのサポート、生活支援をしてくれる何かそういう地域の方々の連携がもう少し見えるといいなと思っています。

あともう1つ、この政策はすばらしいということは、実際ここからもわかりますが、言葉として「法の支配を社会の隅々にまで」というのを最初に読んだときに、その「法の支配」という、何か支配される、何かちょっと支配という言葉に過敏に反応してしまいました。よって法の支援とかサポートをととか、何かもうちょっと優しい言葉であったらうれしいなと思いました。すみません、細かいことなのですが。

(明賀事務総長)

それは確かにそういうイメージありますよね。

(片山委員)

松永さんね、法の支配というのは万民を支配するのです。

(松永委員)

ということですよ。

(片山委員)

ということは、権力をも法が縛るわけです。そこがポイントなのです。

(松永委員)

そこですよ。でも、国民が読んだときに、一瞬戸惑うというか。

(片山委員)

権力者の恣意を避けるというのが、本当は法の支配の重要なポイントなのですよね。

(井手副議長)

生活の安定というところでいうと、もう少し中長期的な話になるとは思いますけれども、やはりどこの事務所も、大半、今収入の部分で言うと、いわゆる多重債務とクレサラ問題、これの整理関係が多くの割合を占めているように思います。何人かの方が書いていらっしゃるけれども、グレーゾーン金利が廃止されて、いずれこの問題というのは、なくなりはしないと思いますけれども、今ほどのボリュームではなくなって、どんどん収束してくる。それがなくなっていったときに、どれだけ収入の道を確認していけるのだろうかというのは、日弁連としてはどう見ていらっしゃるでしょうか。

(平山会長)

仕事は私は出てくると思うのです。みんなが一生懸命やれば。そういうことではないのかなと思いますけどね。ですから、多重債務問題がなくなったら仕事なくなるというのは、非常に近視眼的な見方ではないかなと。世の中というのは動いていきますので、一生懸命みんながやっていけば、新しいこと、役立つことが出てくるのではないかなというふう

に私なんかとしてはしております、何十年やってきましたけれども、5年ぐらいで仕事の中身が変わっていきますよね。お客様もそういうことで新しいお客さんが出てくる。若い人は、非常に私は夢があるのではないかと思います。私なんかはもう既に、例えば裁判員の法廷に立てといわれましても、難しいですよ。実際問題としてね。ですから、やはり新しい法曹が希望を持ってやれば世界的な活躍もできていきますし、アジア圏での法曹としての活躍などもこれからものすごくできると思うのです。そういう意味で、新しい舞台ができるから心配いらないと、こう言うのですけれど、なかなかわかってもらえない。

(吉田副会長)

私も、今おっしゃったように、過払い金であるとか、債務整理関係がなくなったときにどうなるかということについて、不安を覚えているひまわりの弁護士が大勢いるということは認識しております。これはひまわりだけの問題ではないだろうと。つまり、一般の弁護士でもそこである程度の収入を得ている弁護士は少なからずいるので、ひまわりだけの問題ではない。そもそもひまわりで一番はじめに赴任されたのが國弘弁護士という方で、島根県の石見というところに赴任したのですが、法的な需要は本当にあるのだと思います。みんな言っているのは過払い金バブルと言っている。バブルは泡であって、そこがなくなったらはじめて本当の部分に戻るだけではないだろうかと。だから、不動産バブルで踊らされた経験もありますので、その辺りはあまり敏感に反応することはないのかなというように常日頃言っています。

(中川議長)

今のお話で感じるのですけれど、何か最近の若い人は、私が卒業生と話していると、何か話が小さいのですよ。生活ができないとか、自分に合った仕事がないとか、そんなことばかり言うのですよ。そんなことなら君は法曹になるなど。法曹というのはやはりもうちょっと志があってなるべきです。それは食える、食えないよりも先に自分の志というのがあって、はじめて世の中の尊敬なり信頼を受ける。そういう存在じゃないのということをするのですが、今の若い人たちにはなかなかわからないのですね。

おそらくアメリカなんかの弁護士さんと違うと思うのだけれど、やはり日本のある種のパターナリズムというのか。やはり人権とか正義とかそういうものを掲げているわけですから、それは色々な表れ方があるのだけれども、その大きいところをいつも自分の仕事の原点に据えるということが必要なのにその志が見られない。地方に行かれる弁護士さんというのは、おそらく事件としては小さなものを扱われると思うのです。クレサラとか交通事故とか離婚とか、そういうことですよね。けれども、そういうことを通じてやはり法曹としての輝きというか、なるほどこの先生はひと味違うと。やはり私たちが信頼していいのだと。そういう何かを出していただきたいのですよね。だからやはり地方ほど立派な人に行っていただきたいし、地方だから適当に人数さえ合わせればいいのだというのは困るように思いますけどね。だからそういうことも十分考えていかなければいけない。

(井手副議長)

今、中川議長がおっしゃった志の問題というのは、本当そうですよね。我々が受けてきた教育もそうなのですけれども、どうも功利的な形です。なぜ勉強するのか。それはいい大学に入って、いい会社に就職というようなことを言われ続けて、そしたらいい収入だとかいうことばかり言われて、何のために勉強するのか、何のために法曹になっていくのかというところが、まだその辺りの意識というのが足りないのかなと思います。

私は、平山会長とこれでお別れになるのがさみしいのですけれど、会長が就任されたときに、21世紀を人権の世紀にしたいとおっしゃったのを非常によく覚えています。これがものすごく新鮮に響きました。「法曹人口が」というような話ばかりでなくて、やはり大きな志を常に持っていらっしゃる。今そういうことを言うのがちょっと気恥ずかしいような時代じゃないですか。そういうときに堂々と言って実践していこうとする人たちにやはり法曹になっていただきたいと思うのですね。そういう人たちが法曹として地方に散っていけば、本当にこの問題というのは自ずから解決していくのかなとも思いますし、法曹の教育というもののありようというのは、そういう点からも考えていくべきなのかもしれないですね。

(片山委員)

話がちょっと飛躍するかもしれませんが、また道路の話なのですけれど、全国の首長さんが大体 1,800 人いるのですね。6人ちょっと風変わりな人がいるのですけれど、その他のみんなはガソリン税は高くしておいてくれ、それから一般財源にしないでくれ、道路にしか使えないようにしてくれと書いて署名しているのですよね。これは実に不自然なのですよ。というのは、住民の大半はやはりガソリンの値段は下がったほうがいいなと思っているのですよね。ところが、首長さん方は高いままにしてくれと言う。ただ、これは自分のところに金がたくさん入ってくる可能性があるから、これはいいとしても、道路以外には使えないように縛ってくれと言うのですよね。これは実に不自然なのですよ。というのは、自治体の首長だったら、自由にしてくれと言うべきなのですよね。何に使うか、私たちに任せてくださいというのが自然な姿なのですけれど、よりによってみんな道路にしか使えないように私たちを縛ってくださいと書いて署名しているわけですよ。実に不見識だし、不自然なのです。

なぜかという、みんな本心じゃないのですよね。そういわないと怖いのですよ。そう言わないと睨まれるからです。自然体で一般財源にしてねと言ったら、もうあなたのお付き合いは考えさせてもらいますからと国からすぐ言われるのですよ。それから、国の息のかかった団体や組織からと地域で色々足引っ張られたりもみくちやにされたりするのですよ。こんなを見ていますと、我が国というのは、実は民主主義だとか言論の自由だとか、そういうのがかなり空洞化してしまっているのですよ。これは自治体の首長レベルだけではなくて、地域でもそうできて、実は今度の問題も、商店街のおかみさんなんかはハチマキ締めてずいぶん頑張っているのです。暫定税率とか特定財源とかいって。なんでおかみさんがそんなことするのかというと、商工会議所だとかから圧力がかかるのですよ。

そこでそれに参加しないと、商売に触るのですね。あそこは変わっているとかいって。これって威力業務妨害みたいなものですよ。実はそういう実態が地域にすごく蔓延しているのですよね。それで地方を見たらみんな「道路だ、道路だ」というように大合唱になって、政治は大政翼賛会みたいになってしまっています。私なんか本当に日本が北朝鮮みたいになったと最近思うのですよね。

実は、興味深いのはさっきの資料の図3ですけれども、人口と弁護士の法曹の数。弁護士1人あたりの人口が多いところほど、実は「道路、道路」と言うのですよ。比例的な関係にあるのですよね。結局、商売するにも、生きていくにしても、選挙で当選するにも、やはり長いものには巻かれるとか、権力とか権威には従っておこうとかというような風潮がやはり地方に蔓延しているのです。

そんなことを考えても、やはり人権だとか自由主義だとか民主主義だとか言論の自由だとか、そういうことをきちんと理念を体得した人がもうちょっと地方に増えなければいけないのですよね。私なんかは司法制度改革の中で法曹人口が増えるというのは、そういう面でとらえると、本当に重要な課題だと思うのですよね。その道案内役をやらなければいけないはずの自治体が、今はこんな有様なものですから、道は遠いなと思うのですけれど、まあ感想です。

(平山会長)

でも、道は残っていると。

(片山委員)

残っています。それは残っています。尼崎の市長が、この間会ったときに、「あなた署名したのですか」と聞いたら、「署名してません」と言われる。「何でしなかったのですか」と聞いたら、「道路も重要かもしれないけれど、尼崎市は小中学校の耐震化工事が重要なので、道路だけで使うのではなくて、耐震化工事に使えるようにしてもらったらありがたいのです。だからとてもじゃないけれど、道路以外には一切使えないようにしてくださいなんていうことには署名しませんでした。」と書いていましたけど、それが朝日新聞に出たら、途端に叩かれまくって、口にガムテープ貼っていますよ。

だから、認識として本当に言論の自由とか表現の自由とかがかなり空洞化しているというふうに思っていたほうが間違いないと思うのですよね。

(宮本委員)

でも、片山さん、頑張ってください。

(片山委員)

私はいいのですけれどね。私は頑張れるのですけれど、頑張れない人がすごく多いのですよね。

(中川議長)

ちょっとまた話が飛躍しますけれども、法曹倫理ということがありますよね。あれで法科大学院なんかにも立派な講座があって必須科目になっているのだけれども、今みたいな

話というのは、それに含まれるのでしょうか。

(平山会長)

含まれると思いますね。

(中川議長)

含まれるのですか。

(平山会長)

ええ。やっていただいたほうがいいと思います。

(中川議長)

あれは主として弁護士さんが先生になって教えておられるのだけれども、何を一体いつおられるのかという疑問があります。

(平山会長)

聞こえてこない。

(中川議長)

これは全然話が違うので。

(片山委員)

例えば、おかみさんが上から来た話にのっからなくて、「私は道路より何々よ」と言ったときに、「お店の客が減るぞ」なんてことを言う人がいたら、「それは法律違反ですよ」とか、そういうことをきちんと言ってあげる人がいないのですよね。和歌山県などは、県が資金を出して全戸配布しているのですよ。道路予算が減ると福祉、教育にしわ寄せがくるのだと嘘ばかり書いて、脅しの文書を全戸配布したのですよ。無茶ですよ。それから青森県のある自治体なんかは、執務時間中に役場の職員全員に署名させているのですよね。署名しなかったら村八分ですよ。村八分なんかいけませんよ、そんな人権侵害はいけませんよということをきちんと言う人が地域にいないのですね。そんなことは警察も言いませんしね。弁護士さんだったら相談を受けたら多分言うと思うのですよ。取材受けたら言うと思うのですけどね。寄ってたかって今、我が国でそのような壮大な変なドラマが繰り広げられているんですよ。いかに日本は民主主義とか人権とかの担い手が少ないかですよ。

(中川議長)

ちょっと話が横手にそれましたが。これはこれで重要なことですので。

(片山委員)

ちょっと感想だけ申しました。

(平山会長)

でも、やはりこういう話を聞けるというのはすばらしいことですよ。なかなか聞けない。

(片山委員)

中川議長が言われたように、本当は法科大学院でこのような話もされたいと思うのですよね。現実の問題と教えている理念とか原則等、いつも照合しながらやられたらいいと思うのですよね。原則、理論だけ学ぶと、それはそれでスーッと入っちゃうのですよね。

だけど世の中の実態は全然違いますから。

(井手副議長)

幅の広い法曹を育てるのが今般の改革の理念だったはずなのですけどね。

(中川議長)

他に過疎問題で何かご意見はございますか。

(井手副議長)

そもそも、過疎という言葉がよろしいのでしょうかね。弁護士の場合。もともといなかったところですしね。

(中川議長)

偏在じゃないかなと思っているのですけれどね。マップで見ても、東京にこれだけいますしね。

(平山会長)

偏在であることは間違いありませんね。

(中川議長)

アメリカなんかでも 100 万人くらいおりますけれども、適当に分布していますね。これはやはり都市そのものが分布しているということが基本にあると思うのだけれども、だけどこういう異常な状態はあまりないですね。大体人口に応じて分布しているというのが現状ですね。

(片山委員)

それはやはり中央集権の結果だと思えますね。要するに人口に比例しないで、産業活動だとか経済活動が行われていますから、特に東京に物事を決める決定機能が集中していますから。決定機能が集中すると、必ずそこにトラブルと副作用が出てきますから、それを解決しようというのは、私はある意味では当然だと思うのですよね。これが決定機能が地方分散でまんべんなく散らばっていれば、多分人口に比例してトラブルも起きると思うのですけれど。

(中川議長)

だからよほど人為的にこれを改めないと、なかなか自然には任せてはおけないということとは、そうだと思いますね。

(吉田副会長)

今おっしゃった話の関連で言いますと、アメリカは確かにそのように州ごとに分かれていますけれど、それに対するとすれば、フランスではちょっと調べたところによると、やはりパリ市、それからパリ近郊に弁護士がかなり集中的にいます。そういう状況だというのは、やはり中央集権型の国家と地方分権型の国家でかなり違うのかなという印象は持っています。持てるのではないかと。

(片山委員)

おっしゃったように、フランスは地方自治ではなくて中央集権なのですよ。権力などと

いうやっかいなものはパリへ、こういう国ですから。

(宮本委員)

ということは、県が資格を付与する権限を与えられれば、偏在はなくなっていく。東京は難しくするとか。

(吉田副会長)

先ほどもお話がありましたように、各県ではそういうものはないかもしれませんが、道州制ができたときにはどうなるのだという、そういう展望は出てくるかもわからないなとは思っています。

(片山委員)

今県ごとにやっているのは、行政書士がそうなのです。あれは県ごとにやっています、あの種の質ぐらいでしたら、各県ごとにできます。

(松永委員)

過疎の問題は一朝一夕にはいかないものです。でも、私はある期間でこれだけの成果が出ていて、これだけのデータがあって、これだけの生の声が集まったという、この時点で、だから法曹全体をこうしなければいけないという提案をやはりやっていただきたいなと思います。そうすると、また司法書士だとか、医療の問題とか、またそれぞれが考えていく。せっかくこれだけのものができたのをこのままで終わらせないでほしいです。

(宮本委員)

提案は日弁連からやってもらうか。市民会議がやるか。

(松永委員)

それはどういう形でもいいと思うのですけれども、やはり日弁連が言ってもいいと思うのですけれど。このデータが市民会議で出たということをもって。

(片山委員)

例えば、この中にも幾つかありますけれど、いなかったためにいい解決ができなくて、後の祭りだった事例とか、今までできなかったけれど、弁護士さんがいることによって今度こんな解決ができたとか、そういう成功事例とか失敗事例みたいなものの典型例が幾つか集まると、そういうのを広報資料にを使って自治体の首長なんかに与えると、中にはなるほどとハッと気がつく人いると思うのですよね。そうすると、この問題に対してもうちょっと深い理解が得られるのではないかと思いますけどね。そういう意味では、これは皆さんおっしゃっていましたが、いい素材があるのですね。そうじゃないページもありますけれど。

(中川議長)

弁護士過疎による功罪と申しますか、あるいはひまわりができたことによる功の部分を一遍そういう地域にいらっしゃる先生方にアンケートでもとって、生の地域の住民の方の本当の苦しみ、悲しみなどの要望がどこら辺にあるかということを一遍整理していただければ非常にいいかもしれませんね。そこから何かが出てくるかもしれませんね。

(片山委員)

奮闘記に何かありましたね。死ぬのをやめたというものが。

(井手副議長)

自殺者多重債務者の相続放棄の相談が何件もあったというのが、本当に切なかったです。

(中川議長)

本当にとんでもない話ですからね。

(井手副議長)

この話は本当に次の執行部の皆さんにもぜひもう一度話を聞いていただきたいという気がしています。

(中川議長)

そうですね。

(井手副議長)

その上で、日弁連としてリアクションを起こされることも必要だろうと思います。我々のほうでも責任者としてまとめるのか、何らかの形で意見を出させていただきます。それは考えたいと思うのですけれど。

(中川議長)

上から下の流れはよくわかりましたけれども、下から今度こっち側への逆行が少し見えない。井手副議長が言われるように、今日色々なご意見をいただきまして、問題点もよくわかりましたし、もう一回継続審議として、新執行部の皆さんにもご意見を承り、こちらからもまたちょっと意見を申し上げます。

(平山会長)

それはぜひやっていただいたほうがよろしいです。

(井手副議長)

今回ご欠席の委員の方々もいらっしゃいますし。

(明賀事務総長)

日弁連が取り組んだ課題の中で当番弁護士とひまわりとこの2つが最大の成果だと思っていますので、これを何とかできるだけ広げてやっていきたいと思っています。

第18回市民会議日程について

その他テーマについて

(中川議長)

そうですね。せっかくここまでやられたのですから。

では、この問題は大体今日はこれぐらいでよろしゅうございますか。

それでは次ですが、次回、第18回につきまして、皆様のご予定を伺いましたところ、5月15日が9名の皆さん、ほとんどの皆さんご都合がつくと。新会長も新総長もOKだということで、ぜひこの日にさせていただきたいと思っていますので、申し訳ございませんが、

5月15日、木曜日の2時から4時頃ということで、ご予約いただきたいと思います。

それからそのときに取り上げますテーマなのですが、今日の続きということもごさいますけれども、せっかく新会長がご出席いただけるということなので、新会長の今後の政策というか、お考えを伺いまして、それに対して委員の側から質問なり、あるいは意見なり、自由に語らせていただくという、フリートーキングで日弁連の今後などを見ていくと、そういうことにしてはどうかと思っておりますが、どうでしょうか。よろしゅうございますか。

(井手副議長)

やはり新会長のご所見はぜひ伺いたいです。公約の内容ももう一回聞いてみたいと思います。

(平山会長)

公約の中身はすばらしいです。

(中川議長)

会長としては大変かもしれませんが、そういうことで、では議題を絞らせていただきたいと思います。

それから、今日ご欠席の桂委員、どういうお方かというのをちょっと池田次長のほうからご紹介いただけますか。

6. 桂教夫委員紹介

(池田事務次長)

桂教夫さんとおっしゃる方で、東京都商工会連合会の会長で、また東京都商工政治連盟会長で、お仕事は株式会社カンテックという国立にある会社の会長をされておられます。東京都商工会連合会というのは中小企業の集まりなのですが、そういった中小企業の方の視点ということで、裁判員制度などを控えてそういう視点をお持ちの委員の方に加わっていただくというのは、非常に有用かなというふうに考えております。お歳が76歳ということです。東京都などでも色々重要な役職をお持ちのようで、今日は急きょ都知事の会議があるということで、ご欠席になられて、お詫びをおっしゃっておられました。ということで次回以降、よろしく願いいたします。

(中川議長)

大変良い方を見つけいただきました。それでは、これで全部終わりましたが、平山会長、明賀総長、吉成副会長はちょっと退席されてしまいましたが、また池田次長がこの会議をもちまして最後ということになりますので、ちょっと一言ずつご挨拶いただければありがたいと思います。

(平山会長)

私は、その組織の主張が正しくて、市民のためになるのであれば、必ず援護者が出てくるというふうに思っております。その意味で先生方は、これまでの政策を進めるにあたっ

では、その時々非常に援護していただいたという気持ちを持っておりまして、3月におそらく卒業できると思うのですけれども、先生方のおかげでございますので、心からお礼を申し上げます。ありがとうございました。

(明賀事務総長)

2年間、本当にどうもありがとうございました。平山執行部として1年目のスローガンとしては、市民への責任、歴史への責任を果たすというのが、これが1年目のスローガンですね。2年目のスローガンとして21世紀を平和と人権と環境の世紀にするという、これが2年目のスローガンで、そういうスローガンに恥じないようにやっていこうということで2年間頑張ってきたつもりです。4月からは大阪に戻って、一弁護士としてさらに実践の中でそういうものを作り上げていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

(池田事務次長)

次長の池田でございます。広報担当ということで、市民会議も担当させていただきました。色々いたらぬところがありまして、ご迷惑をおかけした点もあろうかとは思いますが、大変お世話になりありがとうございました。いつも市民会議に出席させていただいて、本当に弁護士同士では全然話が出てこないような私どもにとって新鮮なお話を伺えて、非常にためになったと思います。今後私は東京で弁護士活動を再開するわけですが、今まで学んだことを思い出しつつやっていきたいと思っております。またよろしく願いいたします。ありがとうございました。

(中川議長)

どうもありがとうございました。それではこれで閉会ということにしたいと思います。

- 了 -